

マイナビ ツール・ド・九州2024
イベントプロモーション開催・運営等業務委託仕様書

1 目的

2024年に開催した国際自転車競技連合公認サイクルロードレース「マイナビ ツール・ド・九州2024（以下「大会」という。）」の認知度向上を図るため、2023大会及び2024大会のレース写真や映像を活用した展示会を開催するとともに、次大会の誘客に繋げるPR業務を行うもの。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 ツール・ド・九州2024概要

| | |
|-----------|--|
| 名称 | マイナビ ツール・ド・九州2024 |
| 形態 | UCI（国際自転車競技連合）認定サイクルロードレース |
| 主催 | ツール・ド・九州2024実行委員会 一般社団法人ツール・ド・九州 |
| 開催時期 | 令和6年10月11日（金）～14日（月） |
| 参加チーム | 17チーム（1チーム選手6名） |
| 大会日程及びコース | 【チームプレゼンテーション】 令和6年10月11日（金） 【小倉城クリテリウム】 令和6年10月11日（金） 小倉城周辺を周回するエキシビジョンレース 【大分ステージ】 令和6年10月12日（土） 別府市～日田市のロードレース 【熊本阿蘇ステージ】 令和6年10月13日（日） 南小国町～南阿蘇村のロードレース 【福岡ステージ】 令和6年10月14日（月・祝） 岡垣町～宗像市のロードレース |

4 業務内容

(1) 展示会の実施

2023大会及び2024大会の写真や映像を活用しターゲットへ効果的に訴求が可能な展示会を企画・提案すること。

ア 開催期間の提案

2025年2月1日～2月28日までのうち、各会場3日間程度

※同日に複数会場での開催可

- イ 会場の提案
 - ・東京都
 - ・2025大会の開催県（福岡、長崎、熊本、大分、宮崎）
 - ※各県1回ずつ開催
 - ※入場料は無料とする。
 - ※駅のコncourseやショッピングモールなどのオープンスペースで開催
- ウ イベントの企画

事業趣旨及び目的を十分理解したうえで、多様な世代など幅広い層から、多くの集客が期待できるイベントを検討すること。
- エ 次大会のPR動画の提案

2024大会の映像とともに、開催県の魅力が伝わる美しい風景とレースの魅力が伝わる動画を提案すること。※90秒動画を想定
- オ オフィシャルグッズの販売

展示会において、発注者が2024大会で制作したオフィシャルグッズの販売を行うこと。
- カ セールバナーなどの装飾、ノベルティグッズの提案

発注者が用意する2025大会ロゴデザイン等を活用すること。
- キ 展示会の運営方針（配置人数等）
- ク 展示会の効果測定

展示会への来場者等をカウントし、報告すること。
- (2) 展示会の広報

展示会への誘客を図るため、開催県内外へ広く周知を行い広報の媒体や時期について、提案すること。なお、広報の媒体等への掲載内容は、発注者と協議のうえ、決定する。

【参考】ツール・ド・九州2025概要

| | | |
|-------|-------------------------------------|----------------------|
| 名称 | ツール・ド・九州2025（仮） | |
| 形態 | UCI（国際自転車競技連合）認定サイクルロードレース | |
| 主催 | ツール・ド・九州2025実行委員会 一般社団法人ツール・ド・九州 | |
| 開催時期 | 令和7年10月10日（金）～13日（月・祝） | |
| 参加チーム | 18チームを想定（1チーム選手6名） | |
| 大会日程 | 令和7年10月10日（金） | 長崎県（佐世保市） |
| | 令和7年10月11日（土） | 福岡県 |
| | 令和7年10月12日（日） | 熊本県 |
| | 令和7年10月13日（月・祝） | 大分県（佐伯市） 宮崎県（延岡市） |

5 業務上の留意事項

- ・業務に先立ち、業務スケジュール、業務体制計画等を作成し、発注者の承認を得ること。
- ・本業務を統括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡調整を密にし、効率的に業務を進めること。また、高度な技術を必要とする業務については、相当の経験を有する者を配置すること。
- ・発注者の求めに応じ、適宜報告及び打合せを行うこととし、業務の進捗状況、実績等について説明を求められたときは、適宜資料を提出し速やかに対応すること。
- ・本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、発注者及び受注者の役割を明確にし、その範囲内で各々の責任において対応するとともに、その内容を双方遅滞なく報告するものとする。
- ・本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等については、原則として受注者が行うこと。ただし、発注者が別に作成する諸計画については提供する。
- ・本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定すること。

6 成果物等

(1) 成果物は次のとおりとし、発注者が指示する場所に納品すること。

- ・展示会で使用した展示物
- ・展示会で使用した動画
 - ※発注者により編集加工等の二次使用ができるようにすること。
 - ※納品形式はDVD又はHDD（Windows、MAC双方に対応可能なもの）を基本とする。
- ・展示会で使用したセールバナー、ノベルティグッズ等
- ・その他、発注者が必要と認める映像及び資料等

(3) 実績報告書の作成

展示会への来場者数、実施の様子がわかる写真を添付すること。

(3) 受注者は、本業務の委託契約期間後といえども、成果物に瑕疵が発見された場合は、速やかに発注者と協議し、成果物の訂正をしなければならない。なお、これにかかる費用は受注者の負担とする。

7 著作権等の取扱い

(1) 本業務の履行に係る成果物（地図及び第三者が予め著作権を保有する物を除く。）に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は全て発注者に帰属する。

(2) 受注者は、本業務により得られる著作物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して、著作人人格権（著作権法第2章第3節第2款に規定する権利をいう。）を将来にわたり行使しない。

(3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権を侵害しないこと。

- (4) 前項にかかわらず、第三者の知的財産権を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、負担を負うものとする。
- (5) 受注者は、本業務により得られる成果物について、発注者の承認を受けずして、自ら使用したり、第三者に公表、貸与及び使用させたりしてはならない。